

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第589号)

平成21年5月28日

横 情 審 答 申 第 589 号

平 成 21 年 5 月 28 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年10月10日道総第556号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「雇入通知書（瀬谷区の放置自転車等担当の嘱託員分）」の一部開示決
定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「雇入通知書（瀬谷区の放置自転車等担当の嘱託員分）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「雇入通知書（瀬谷区の放置自転車等担当の嘱託員分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年9月8日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書に記載されている特定個人の雇用条件は個人に関する情報であって、氏名の記載から特定の個人を識別できる情報であり、本号本文に該当する。
- (2) 雇入通知書に記載されている情報のうち、報酬月額など、氏名及び交通費以外については、慣行として公にされているものであることからただし書アに該当し、開示としたが、異議申立人（以下「申立人」という。）が本件申立てにおいて開示を求めている交通費については、個人によって異なる情報であることから、ただし書に該当せず非開示とした。
- (3) 瀬谷区担当の横浜市自転車等対策指導員は1名であるため、氏名を非開示にしてもなお特定の個人が識別されるおそれがあることから、非開示とすべき情報であると判断した。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 一部開示決定通知書の処分を取り消す決定を求める。
- (2) 交通費から特定の個人を識別することとする横浜市の判断は、市民に対し積極的

に情報開示を行うべく制定した当該条例に反するものであり、個人の氏名を開示しないことに鑑みると、到底理解できず不当・不適切である。

- (3) 当該嘱託職員は税金より支出される報酬を受け取るものであり、嘱託職員とはいえ、公務員（横浜市職員）に準ずる身分であり、本来は氏名、職名、身分、雇用期間、勤務場所等は公にすべき情報である。
- (4) 非開示（一部開示）の理由として、条例第7条第2項第2号を盾とするのであれば、前述(3)の理由により個人情報に該当しない。また、同条文のただし書を非開示の理由としているが、職員については慣行により職員録に載っているから開示するというのであれば、嘱託職員も職員録に載せ、慣行により公にされているということにすべきである。加えて、「慣行」という基準ははっきりしないので、例えば職員及び嘱託職員は開示する、というようにはっきり線引きしてほしい。
- (5) 当該嘱託職員は不法駐輪の取締りにあたり、運送会社職員らと協同で実施しており、当該運送会社職員は胸に名札を付け作業しているのに対し、嘱託職員のみが身分や氏名等を明らかにしないのは明らかに矛盾しており、前述(3)にあるように公にしても問題ない（更には市民の知る権利の方が上まわる）情報は開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、瀬谷駅周辺を担当する横浜市自転車等対策指導員を、非常勤特別職の公務員である嘱託員として横浜市が雇用するにあたり、当該嘱託員（以下「本件職員」という。）に交付された文書の写しであり、本件職員個人の雇用条件が記載された雇入通知書本体（以下「雇入通知書」という。）及びその附属書類である横浜市自転車等対策指導員就業要綱（以下「就業要綱」という。）から構成されている。

雇入通知書には、本件職員の氏名のほか、職名、身分、雇用期間、勤務場所、報酬月額、交通費、報酬締切日、報酬支払日等が記載されており、実施機関は、このうち、本件職員の氏名及び交通費を非開示としている。なお、就業要綱については、その全部を開示としている。

(2) 雇入通知書の条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別すること

ができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、雇入通知書に記載されている本件職員の氏名及び交通費について、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないとして非開示としているが、申立人は、開示すべきであると主張しているので、以下検討する。

ウ 本件職員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

その余の部分については、当審査会が雇入通知書を見分したところ、本件職員の様々な雇用条件が記載されており、全体として通常他人に知られたくない機微にわたる情報であると認められる。したがって、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができなくとも、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当する。

次に、ただし書について検討すると、実施機関は、雇入通知書に記録されている情報のうち氏名及び交通費以外の雇用条件は慣行として公にされており、ただし書アに該当するとして開示としている。横浜市自転車等対策指導員の募集案内及び就業要綱を確認したところ、確かに、そこには、横浜市自転車等対策指導員の身分、雇用期間、勤務場所等の一般的な雇用条件が記載されており、これらの情報は一般に公にされている。しかし、当該情報は本件職員の雇用条件そのものではなく、本件職員の雇用条件が慣行として公にされているということとはできない。また、本件職員の氏名についても、慣行として公にしている事実は認められない。その他、雇入通知書に記録された情報が法令等の規定により又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている事情は認められず、雇入通知書は本号ただし書アに該当しない。

また、雇入通知書は、本件職員を雇用するにあたって本件職員に交付された文

書であって、職務の遂行について記録した文書ではないから、雇入通知書に記録された情報は、公務員の職務遂行に係る情報とは認められず、本号ただし書ウに該当しない。

なお、雇入通知書は、本号ただし書イにも該当しない。

エ 以上により、雇入通知書は、その全体が本号本文に該当し、また、本号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、雇入通知書の一部のみを非開示とした実施機関の判断には誤りがある。しかしながら、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第3項は不利益変更を禁止していることから、当審査会でも同条の規定を類推し、実施機関の決定は結論において妥当であると判断した。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年10月10日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成20年10月23日 (第134回第一部会) 平成20年10月24日 (第136回第二部会) 平成20年11月7日 (第69回第三部会)	・諮問の報告
平成20年11月25日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年12月11日 (第137回第一部会)	・審議
平成21年3月12日 (第141回第一部会)	・審議
平成21年4月9日 (第143回第一部会)	・審議
平成21年4月23日 (第144回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成21年5月14日 (第145回第一部会)	・審議